

平成31年1月より

新生児聴覚検査費用の一部を公費負担します

大阪市では、出産後に産科医療機関・助産所で実施する赤ちゃんの耳の聞こえの検査費用（初回検査）の一部公費負担を開始します。

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1,000人に1～2人といわれています。聞こえにくさは発見が遅れると、ことばの発達が遅れたりコミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きることがあります。

赤ちゃんの健やかな発達のためにも新生児聴覚検査を受けましょう。

対象となる方

大阪市にお住まいで、平成31年1月1日以降に出生された、原則生後1か月以内の赤ちゃん
※12月31日までに出生された方や検査実施日の時点で大阪市内に転出された方は対象となりませんのでご了承ください。

対象となる検査・助成額

自動ABR検査（自動聴性脳幹反応検査） 4,020円（上限）

OAE検査（耳音響放射検査） 1,500円（上限）

- ・上記検査のうちいずれか1回（初回検査のみ）となります。
- ・上限を超える費用は、自費でお支払いください。
- ・保険治療に該当する場合は公費負担対象外です。



受検方法

- 委託医療機関・助産所の場合（委託医療機関・助産所については、大阪市ホームページでご確認ください。）
「大阪市新生児聴覚検査受検票」を母子健康手帳とともに委託医療機関・助産所に提出のうえ、受検してください。
- 委託医療機関・助産所以外の場合
受検費用はいったん立て替えてお支払いいただいた後、必要書類を添えて申請いただくことで、助成上限額の範囲内で大阪市の認める新生児聴覚検査費用を返金（＝「償還払い」）します。詳しいお手続きは、お住まいの区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

受検票

平成30年12月中旬以降に妊娠の届出をされる方には、お住まいの区保健福祉センター窓口において受検票を交付します。受検票の窓口交付開始日までに妊娠の届出がお済の方に対しては12月下旬にご自宅に受検票を送付しています。受検票がお手元に届いていない場合は、お住まいの区の保健福祉センターまでお問い合わせください。



【お問い合わせ】 お住まいの区の保健福祉センター（保健業務担当）
（連絡先は、母子健康手帳の巻末に掲載しています。）

または、大阪市子ども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）
住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話：06-6208-9966 FAX：06-6202-6963